

～ 神崎町人事行政の運営等の状況～

地方公務員法第58条の2及び神崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき神崎町の人事行政の運営等について、次のとおり公表いたします。

採用・退職者数について(22年度)

採用者数	退職者数
0	5

職員の平均給与月額等について

職 種	平成22年4月1日現在				平成23年4月1日現在			
	平均年齢	平均給与(円)			平均年齢	平均給与(円)		
		月額	給料	諸手当		月額	給料	諸手当
一般行政職	45.7歳	418,646	372,663	45,983	44.4歳	417,742	362,393	55,349
技能労務職	43.2歳	278,336	265,133	13,203	44.2歳	282,277	271,377	10,900
公営企業職	49.3歳	432,920	383,645	49,275	49.6歳	436,243	386,265	49,978

\*諸手当には7/11執行の参議院議員選挙時間外勤務手当が含まれる。

勤務時間の状況について(平成23年4月1日現在)

	開始時刻	終了時刻	休憩時間
一般職員	8:30	17:15	12:00～13:00
給食センター	8:00	16:45	12:00～13:00

職員の分限処分の状況について(22年度)

降任	免職	休職	降給
0	0	0	0

\*分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分で、公務能率の維持を目的としています。休職者は長期療養を必要とする者です。

職員の懲戒処分の状況について(22年度)

戒告	減給	停職	免職
6	1	0	0

年次休暇の状況について(22年)

平均使用日数	消化率
7.3	18.30%

\*一般職員でH22.1.1～12.31の全期間在職者を対象(退職者及び育児休業者又は休職等の事由のある職員を除く)

育児休業及び部分休業の状況について(22年度)

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
男性職員	0	0
女性職員	2	0
計	2	0

職員の研修及び勤務成績の評定の状況について(22年度)

香取広域市町村圏事務組合で行っている共同研修や、千葉県自治専門校で行う専門研修等を受講させている。JST研修1名、中級研修2名、その他専門研修2名  
4級以上職員の勤務評定は試行実施のため、公表に反映しません。

職員の福祉及び利益の保護の状況について(22年度)

・事業者責任として、職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため年1回定期健康診断を実施している。22年度健康診断受診者49名、人間ドック利用者23名  
・職員の福利厚生のため神崎町職員互助会(会員:特別職含む全職員79名及び町社協職員)に対して町一般会計、水道事業会計より237千円交付金を支出。交付金は人間ドック利用者助成、会議資料作成時の事務費、お茶購入費用補助として福利厚生事業の一部に限定し使用。給付金事業は掛金による支出と明確に区分し運営。H22年度神崎町互助会決算額は次のとおり。  
収入:会員掛金714千円、交付金(社協分含む)261千円、基金繰入金512千円、繰越金346千円、預金利子等6千円、合計1,839千円  
支出:総会費用117千円、慶弔等の給付金事業費834千円、福利厚生費440千円(人間ドック利用者への助成(対象者23名、上限1万円)230千円、お茶購入51千円、忘年会費159千円)事務費10千円の合計1,401千円  
差引残金438千円は翌年度へ繰越。  
・千葉県市町村職員互助会に厚生費として153千円の負担金を支出。主な事業内容は、出産費助成や弔慰金の給付事業など。

千葉県公平委員会からの報告事項について(22年度)

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申し立ては、ありませんでした。